資料１－１

前回部会における質問事項に対する回答について

（質問事項）

亜鉛の暫定排水基準が適用されている事業場の放流先の河川水域、類型指定状況、事業場排水の河川水への寄与割合について示されたい。

（回答）

○ 府域の河川における水生生物保全に係る環境基準（亜鉛等）の類型指定は、魚類の生息に適したものとされるBOD等の類型がC類型以上の水域について行っている。

○ 暫定排水基準が適用されている事業場の放流先の河川水域、類型指定状況、事業場排水の河川水への寄与割合は、下表のとおりである。

表　亜鉛の暫定排水基準が適用されている事業場排水の河川水への寄与割合等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 放流先の河川水域（水域） | 水生生物保全に係る環境基準の類型※1 | 直下流の測定地点※2 | 平成28年度河川測定結果※3 | 平成28、29年度事業場排水測定結果 | 事業場排水の河川水への寄与割合②÷①×100(%) |
| 平均濃度(mg/L) | 河川流量(m3/s) | ①負荷量(kg/日) | 平均濃度(mg/L) | 届出排水量(m3/日) | ②負荷量(kg/日) |
| A社 | 近木川下流(泉州諸河川) | － | 近木川橋 | 0.13 | 0.4 | 4.5 | 1.6 | 153 | 0.24 | 5.3 |
| B社 | 古　川(寝屋川) | － | 徳栄橋 | 0.052 | － | － | 0.058 | 80 | 0.0046 | － |
| C社 | 見出川(泉州諸河川) | － | 見出橋 | 0.18 | 0.32 | 5.0 | 0.89 | 41 | 0.037 | 0.7 |
| D社 | 寝屋川(2)(寝屋川) | － | 今津橋 | 0.019 | － | － | 0.14 | 35 | 0.0049 | － |
| E社 | 恩智川(寝屋川) | 生物B | 福栄橋下流100m | 0.039 | 0.63 | 2.1 | 1.8 | 45 | 0.081 | 3.8 |
| F社 | 近木川下流(泉州諸河川) | － | 近木川橋 | 0.13 | 0.4 | 4.5 | 0.7 | 32 | 0.022 | 0.5 |
| G社 | 平野川(寝屋川) | － | 東竹渕橋 | 0.055 | 0.81 | 3.8 | 4.5 | 40 | 0.18 | 4.7 |
| H社 | 恩智川(寝屋川) | 生物B | 福栄橋下流100m | 0.039 | 0.63 | 2.1 | 2.9※4 | 40 | 0.12 | 5.7 |

※1 恩智川は平成29年１月27日に類型指定。その他の河川は類型指定していない。

※2 河川水中の亜鉛の測定は年１～２回実施。

※3　河川流量の「－」は、感潮河川のため流量の観測が未実施であることを示す。

※4　H社の平均濃度は、平成29年４月の事業者による採水検査の結果を用いた。